

令和3年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和3年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,382,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和3年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,028,089
2 使用料及び手数料	1 手数料	131
3 繰入金	1 一般会計繰入金	352,407
4 繰越金	1 繰越金	1
5 諸収入	1 延滞金加算金及び過料 2 償還金及び還付加算金 3 雑入	1,722 1 1,520 201
歳入合計		1,382,350

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	35,360 30,603 4,757
2 後期高齢者医療金	1 後期高齢者医療金	1,344,930 1,344,930
3 公債費	1 公債費	40 40
4 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1,520 1,520
5 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		1,382,350